

令和6年度 公文書開示（令和6年12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号			8 号	9 号
1	R6. 11. 21	R6. 12. 3	会計管理局において新公会計制度の推進等に多大な貢献を果たした請求人（都庁職員）の実績を模倣して不当な人事評価を行った上に、トラブル事案を捏造して請求人をその加害者に仕立て上げて懲戒免職処分に陥れた事柄に、請求人の「退職」後も健康保険の継続・加入に必要な書類を交付しない等の嫌がらせ行為を行うことにより、経済面・信用面で請求人に多大な損害を与える職権濫用伺喝犯罪行為を続けている（性根拠った都庁管理職の象徴である）同局職員の極悪非道ゴミカスパワーハラスメント行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1									会計管理局管理 部総務課		
2	R6. 11. 28	R6. 12. 10	トラブル事案捏造報告により都庁職員である請求人を令和6年9月4日付で違法な懲戒免職処分に追い込んだだけでなく、「退職」に伴う共済組合の健康保険の継続手続きに関する説明・必要書類の交付を請求人に行わずに、共済組合の健康保険を請求人に継続させないようすることにより、請求人に国民健康保険への加入を余儀なくさせて、請求人に高額保険料の継続支払義務を生じさせたという陰湿な非行行為を内容とする、性根拠った会計管理局職員の極悪非道なパワー行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1									会計管理局管理 部総務課		
3	R6. 12. 4	R6. 12. 13	トラブル事案捏造報告により都庁職員である請求人を令和6年9月4日付で違法な懲戒免職処分に追い込み、「退職」に伴う共済組合の健康保険の継続手続きに関する説明・必要書類の交付を請求人に行わずに、高額保険料となる国民健康保険への加入を請求人に余儀なくさせたという陰湿な非行行為を隠蔽するために、当該非行行為に係る請求人の追及に対してピント外れの回答を繰り返す等の下で不誠実な対応に終始する性根拠った会計管理局職員の極悪非道なパワー行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1									会計管理局管理 部総務課		
4	R6. 12. 11	R6. 12. 23	トラブル事案捏造報告により都庁職員である請求人が令和6年9月4日付で違法な懲戒免職処分を科された事案について、当該職権濫用懲戒免職処分に関する請求人の保有個人情報開示請求・公文書開示請求に対して違法かつ不当な不開示決定（実質不開示決定となる部分開示決定を含む）を繰り返して、処分の根拠となる請求人の信用失墜行為等を認定した情報資料等を提示せず、当該違法な懲戒免職処分の隠蔽工作を続けている会計管理局職員の性根拠った違法犯罪行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1									会計管理局管理 部総務課		
5	R6. 12. 18	R6. 12. 24	会計管理局管理部総務課のトラブル事案捏造報告に対して都庁議員である請求人が提出した反論書面（パワーハラスメント被害報告書）に何の再反論もせず実質的な理由がないまま執行された令和6年9月4日付の職権濫用懲戒免職処分について、請求人が令和6年12月11日に都庁に出向いてその違法性の追及を行った際に、公便とはかけ離れた独善的で社会的規範性のない回答を繰り返した職員及びこの傲慢な回答に激怒した請求人に逆切れして暴力をふるった職員の、性根拠った都庁職員を象徴する非行行為・信用失墜行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0				1									会計管理局管理 部総務課		

表の見方
<決定区分>
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不 存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
<（根拠規定）条例7条>
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
<公文書の件名>について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が「不 存在」の場合や「存否応答拒否」の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。